

## 虐待防止及び身体拘束適正化委員会規程

### 委員会の目的

#### 第1条

本規程はNPO 法人地域生活応援団あくしすの各事業所における虐待の防止と身体拘束の適切な対応の促進に努め、利用者の安全と人権を擁護することを目的とする。

### 委員会の構成

第2条 委員は以下のとおりとする。

- 1) 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総括する。
- 2) 委員の選任については、責任者、その他必要とされる者とする。
- 3) 委員長は、虐待防止責任者とする。(身体拘束適正化責任者と兼務する。)
- 4) 委員には、必要ある場合に法人役員、第三者委員等を加えることができる。

### 委員会の開催

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。

- 1) 委員会は、年最低2回以上開催する。(オンラインを用いた参加も可能とする)
- 2) 委員長は書記を指名し、議事録を整備保管する。
- 3) 協議のため必要がある時は、委員以外の出席を求め、説明等を聞くことができる。
- 4) 会の開催の必要がある時は、委員長が招集し開催する。

### 委員会の責務

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- 1) 「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- 2) 「虐待を早期に発見するポイント」に従い、「虐待発見チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。
- 3) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の虞がある時は、虐待防止マネージャーに報告する。
- 4) 報告された事例について、課題を分析し、再発防止策、検討結果を各部署に伝え、再発防止に努める。
- 5) 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上行うこととする。
- 6) 必要時、緊急時においては、行政機関に通報または相談をする。
- 7) 最終の定例会にて、評価、次年度に向けた取り組みを実施する。
- 8) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しをする。

## 別表

- 1) 虐待を早期に発見するポイント
- 2) 虐待発見チェックリスト
- 3) 虐待防止及び身体拘束適正化委員会名簿

## 附則

この指針は2022年4月1日より実施する。

## 虐待身体的拘束等適正化のための指針

### 1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体的拘束は利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。NPO 法人地域生活応援団あくしすでは、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施を心がける。

### 2. 根拠となる法律

#### 1) 障害者虐待防止法

身体拘束を行う場合は、下記の要件を全て満たすことが必要である。

- ・切迫性 : 生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- ・非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- ・一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

### 3. 基本方針

#### 1) 事業所内での共通理解・身体拘束の防止に努める。

やむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性がある項目

- ・自傷、他害行為があった場合、又はそれを抑制する場合（身体を抑える拘束）
- ・屋外移動時における事故等からの危険回避、発作時等（身体を抑える拘束）
- ・屋内活動時における事故等からの危険回避、発作時等（身体を抑える拘束）
- ・クールダウンのための個室静養時（個室閉鎖的な拘束）

#### 2) 研修の実施・定期的な教育や研修（年1回以上）を実施する。

- ・新任者に対する身体拘束廃止、改善のための研修を実施する。
- ・その他必要に応じて教育や研修（事例検討など）を行う。

#### 3) 委員会の実施

- ・身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善の検討を行う。
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合には検討を行う。
- ・身体拘束を実施した場合の解除を検討する。
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導を行う。

4) 身体拘束記録

- ・身体拘束を行った場合は、専用様式を用いて心身の状態や内容、目的、理由、拘束時間ややむを得なかった理由などを記入する。

5) 身体拘束の解除（報告）

- ・記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。

6) 利用者、家族への説明

- ・身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間など記録をもとに説明を行い、十分な理解が得られるように努める。

**4. 指針の閲覧について**

当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにする。

**附則**

この指針は2022年4月1日より実施する。